

【参考-2】

電動工具・電気使用機器 点検対象表

H20.10.01 改訂

区分	No.	作業の種類	工具・機器名称	絶縁抵抗測定	機能外觀確認	シール貼付け
電 工 具	1	切削	電気カンナ	○	○	○
	2	切断	電気丸鋸・カッター・切断機 バンドソー・チェーンソー	○	○	○
			ジグソー・レスプロソー・ニプラ シェーバーソー・シャー			
			プラズマ切断機			
	3	溝切り	電気溝切・電気丸鋸・ルーター・トリマー	○	○	○
	4	面取り 彫刻	ルーター・トリマー・電気カンナ 電動面取りカッター	○	○	○
	5	穴開け	電気ドリル・ダイアコアドリル マグネットボール盤・タッパー	○	○	○
			ハンマードリル（電動ハンマー）			
			パンチャー			
	6	締め付け	スクリュードライバー	○	○	○
			インパクトレンチ・シャーレンチ			
	7	破碎 ハツリ	電動ハンマー・電動ケレン 電動タガネ・電気チッパー	○	○	○
	8	研削・研摩 つや出し	電動グラインダー・電気サンダー 電動バフ	○	○	○
	9	釘・鋸打ち	電気タッカー・電動鋸打機	○	○	○
10	リベット打	電気リベッター	○	○	○	
11	折り曲げ	電動バンダー	○	○	○	
12	ネジ切り	パイプネジ切機・ボルトネジ切機	○	○	○	
13	混練	攪拌機・混練機	○	○	○	
14	コンクリートならし ・打込	電動コテ・電動バイブレーター	○	○	○	
15	上記工具類の内、二重絶縁構造のもの（2P、アース不要）			△	○	○
電 気 使 用 機 器	16	仮配線	コードリール（漏電遮断器の機能点検含む）	○	○	○
	17	溶接	アーク溶接機（自動電撃防止装置の機能点検含む）	○	○	○
	18	圧縮機械	電動エアコンプレッサー・電動油圧発生機	○	○	○
	19	水の揚排水	電動水中ポンプ	○	○	○
	20	その他1	エンジンウェルダー・エンジン発電機・掃除機（湿式） ・ポリシャ等	○	○	○
21	その他2	①扇風機・掃除機（乾式）等の一般家庭用電気機器類 ②投光器・ホットマーカー・半田ゴテ・充電式工具用充電器・遠赤ヒーターなど一般に電気を使用する機器類	△	○	△	

- 注1：使用時は必ずコードリール（漏電遮断器付）を經由して使用下さい  
 注2：充電式工具（充電式ドリル・充電式ドライバー等）は当該管理対象外です  
 注3：絶縁抵抗値は1MΩ以上です  
 注4：機能確認はコード・プラグ・異音等を確認して下さい  
 注5：○印の項目は義務づけとし、6か月毎に実施して下さい  
 注6：列記した機器以外についても上記に準じて点検の要否を判断して下さい